

通学路安全対策の取組について

～通学路のカラー舗装化～

岐阜市 基盤整備部 道路維持課 道路安全施設係

1. 事業背景

少子高齢化社会の進展などを踏まえ、これまでの過度に自動車に依存してきた交通環境から、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全に通行することができ、これらと車とが適切に組み合わせられた交通環境の転換を目指す必要性が求められています。このため岐阜市では地域の特性に踏まえ、「クルマ」優先から「ひと」優先への道づくりへとシフトを図り、中心部の幹線道路で囲まれた生活道路を中心に、地域住民や来訪者（観光客）の歩行・自転車利用が安全で安心できる快適な通行空間の整備を図るため、路側帯や交差点のカラー化などを取り入れた『ゆとり・やすらぎ道空間整備（あんしん歩行エリア）』を進めてまいりました。

「ゆとり・やすらぎ道空間事業」の整備を始めてから、平成23年で8年が経過し、路側帯カラー舗装などの整備が、安全確保のために有効な手段であることが市民の皆様に浸透し、地域要望において小学校周辺の交通安全対策として、通学路等のカラー舗装化を望む声が多く寄せられました。

また、平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次ぎ、これを受け、岐阜市では各地域の学校、警察、道路管理者等が連携し、市内小学校の通学路における緊急合同点検を平成24年8月に行いました。

しかし、「ゆとり・やすらぎ道空間事業」の整備については、1整備地区につき概ね5年以上の年月を要し、更に新たな地区へ展開するまでに時間を必要とします。路側帯カラー舗装、交差点カラー舗装、歩道設置などの整備には事業費も大きくなることから、対象外（市内周辺部・郊外部への展開）となっている地区においても、整備を図れるような事業展開が必要と判断し、「みんなでまもロード整備事業」として市内全ての小学校の通学路について、カラー舗装化整備を平成23年度に計画いたしました。



写真① カラー舗装実施前



写真② カラー舗装実施後

2. 事業概要・目的

「みんなでももロード整備事業」は児童が交通ルールを守り、行政、地域、学校など子供たちの周辺の人たちは児童を「まもろう」という気持ちを込めて、岐阜市の将来を担う児童が毎日通う通学路を安全で安心して通える道路空間とするよう、取り組んでいます。

通学路の指定を受けた道路の内、一定の要件を満たす市道の路側帯や交差点のカラー化を行うことにより、視認性を高め、車両の運転手には路側帯を走らないことや速度の減速、地域の方々には通学路であることへの再認識を図り、安全で安心な通学環境を整える事業です。

従来のあるしん歩行エリア（ゆとり・やすらぎ道空間事業の一部）については、人口集中地区において幹線道路で囲まれた概ね 1k m²のエリア内で、歩行者・自転車事故数が一定以上ある地区で整備を行ってききましたが、本事業は将来を担う子供たちの交通に対して安全・安心を確保するため、実効性のある対策を講ずる必要から、通学路に限定し、クルマからの安全対策を効率的・効果的に図れるよう、一定の基準の中で具現化を行っています。



写真③ 協議会実施状況



写真④ カラーサンプル写真

3. 整備年次計画

路側帯・交差点のカラー化を図る本事業は、通学路の交通安全対策として実効性のある手段の一つであることから、全国の交通事故事例を踏まえて、積極的に整備の前倒しを図っています。

事業計画当初は平成 24 年度より 10 年で市内小学校の整備を行う計画でありましたが、緊急合同点検を受け、計画を前倒し、平成 24 年度から平成 26 年度の計 3 年間で整備する計画で事業を推進しております。岐阜市内において小学校は 47 校あり、その中で、「ゆとり・やすらぎ道空間事業」の地域に該当する 4 小学校を除き、43 小学校について整備を進めています。

整備していく小学校の優先順位については、面積・人口当たりの交通事故数を指標とし、指標の高い小学校より整備を進める方針とし、さらに土地の特性で偏りが生じないように、市内を 6 分割の地域に分け、指標と合わせて整備する小学校の順を決定しています。

（平成 24 年度：5 小学校、平成 25 年度：26 小学校、平成 26 年度：12 小学校）



4. 整備基準

カラー化整備を進めていく上で、整備基準を設けて、基準に該当する箇所を選定しました。選定した箇所について地元協議会・公安委員会（各所轄の警察署）と協議を行い、整備箇所を決定しています。また事故発生件数が多い箇所や、信号のない横断歩道のある交差点、その他車両の通行が多く危険である箇所、路側帯幅員の拡幅や縮小についても同様に協議しています。

【路側帯カラー化整備基準】

- ・岐阜市道。
- ・歩道がない道路。
- ・車両通行規制のない道路。
- ・通学児童が40人以上の道路。
- ・道路幅員が5.5m以上の道路

原則、すべての要件を満たす市道の通学路を整備していきます。

【交差点等カラー化の整備基準】

- ・学校指定の通学路。
- ・横断する通学児童が40人以上の交差点等。

以上が原則であり、各箇所において地元協議会・公安委員会（各所轄の警察署）と協議を行って整備箇所を決定しています。

5. 整備方法

【路側帯カラー化】

- ・通学路の路側帯を自然色（写真④カラーサンプル写真参照）にカラー化していきます。（横断歩道内は除く。）

【交差点等カラー化】

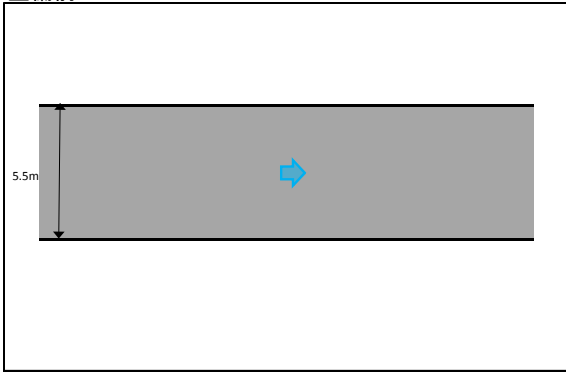
- ・交差点、横断歩道の前後をベンガラ色（写真④カラーサンプル写真参照）にカラー化していきます。
- ・信号のない交差点のカラー化を行う場合は、交差点の中をカラー化し、路側の巻込みがない場合は設置します。

・横断歩道などの前後のカラー化を行う場合は、停止線より5mをカラー化します。

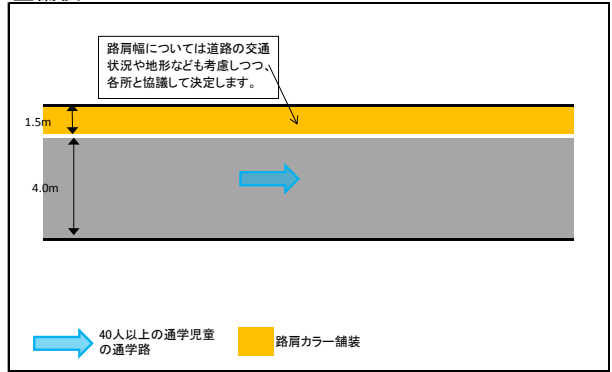
凡例

①5.5m以上の道路幅員があり、路側帯のない道路

整備前

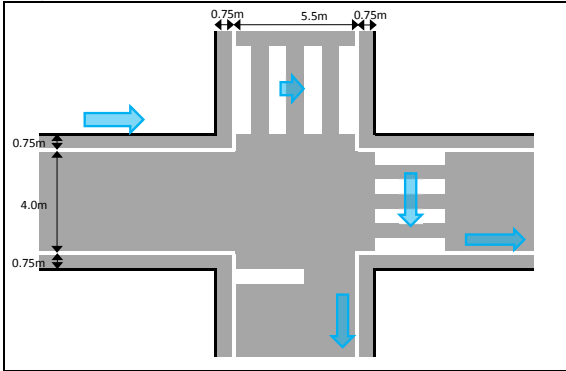


整備後

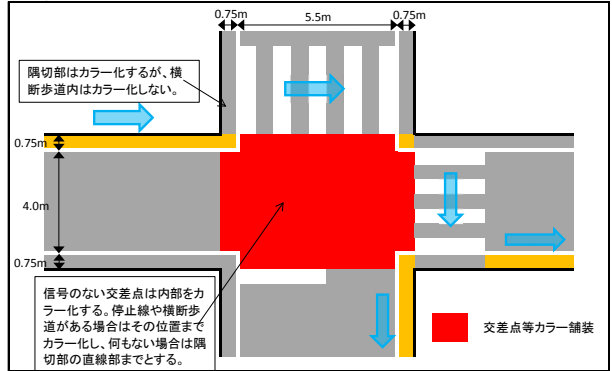


②5.5m以上の道路幅員がある信号のない交差点

整備前

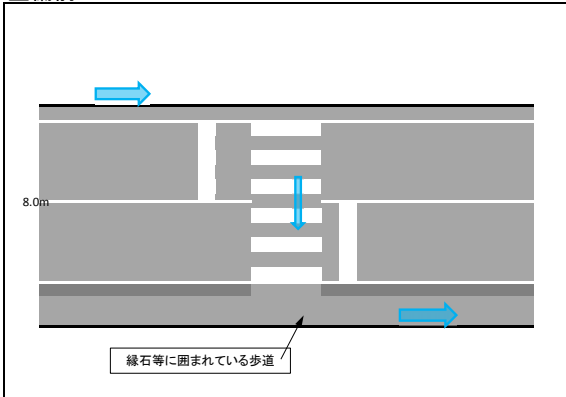


整備後

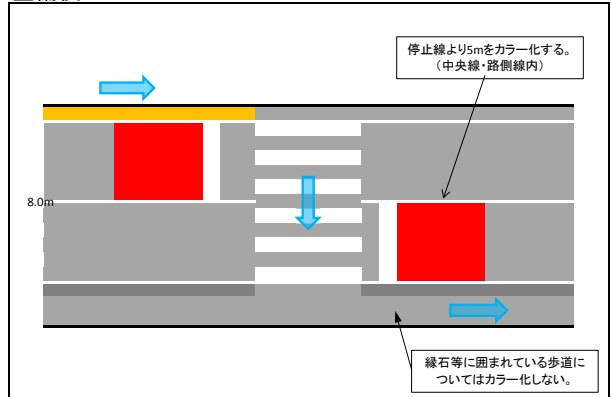


③交通量の多い道路に出る横断歩道

整備前

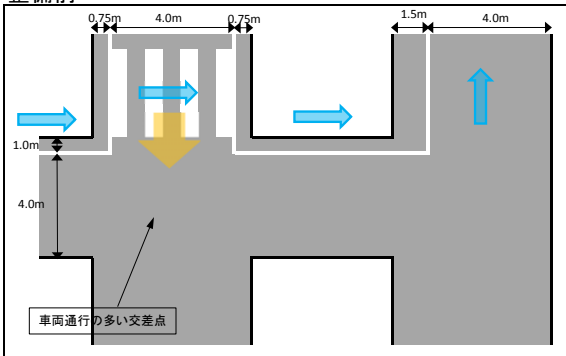


整備後

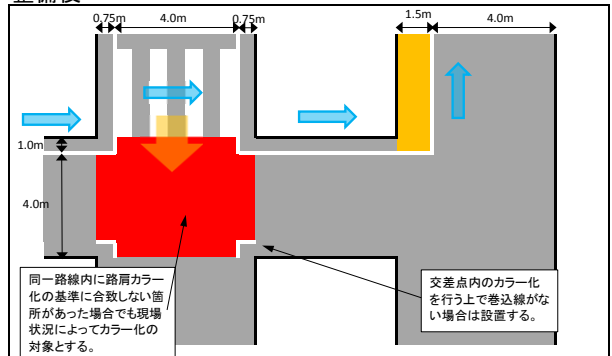


④道路幅員5.5mを満たさないが通学児童が40人以上いる交差点

整備前



整備後



6. おわりに

「みんなでまもロード整備事業」を進めていく上で、学校関係者や周辺住民とコミュニケーションを図る機会が以前より増え、通学路の安全対策において様々な意見を聞くことができ、その中でも通学路のカラー化に関しては特に強く関心が寄せられています。

整備基準に従い、学校関係者、公安委員会、周辺地域の自治会と話し合いながら整備を進める中で、整備基準に対するいくつかの要望も頂いております。特に道路幅員 5.5m 未満の道路への路側帯カラー化の要望と通学児童が 40 人未満の道路におけるカラー化の要望が多くあります。カラー化で対応できない箇所に関してはカラー化以外の安全対策をハード面（区画線やカーブミラー、看板の設置など）とソフト面（地元自治会による登下校時の見守りなど）によって改善できるように努めています。

平成 26 年度末に市内の全小学校の通学路のカラー化が完了する予定ですが、課題として、路側帯や交差点のカラー化は注意喚起対策であるため、整備が行われた通学路のカラー化の効果と基準について検証を行い、通学路の安全確保に努めたいと考えます。